

第5次三郷市総合計画後期基本計画 施策内容（案）

1. まちづくり方針4

「都市基盤の充実した住みやすいまちづくり」

扉（目指す姿）	P3
4-1-1 計画的な土地利用の推進	P4
4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	P6
4-1-3 快適な住環境の創造	P8
4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進	P10
4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	P12
4-2-3 公共交通アクセスの充実	P14
4-2-4 良質な水の安定供給	P16

2. まちづくり方針5

「魅力的で活力のあるまちづくり」

扉（目指す姿）	P19
5-1-1 にぎわいのある商業の振興	P20
5-1-2 活力ある工業の振興	P22
5-1-3 都市型農業の振興	P24
5-2-1 産業と雇用の創出	P26
5-2-2 魅力ある観光の振興	P28
5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進	P30

3. まちづくり方針6

「誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり」

扉（目指す姿）	P33
6-1-1 読書を通じた交流の推進	P34
6-1-2 読書環境の整備	P36
6-2-1 生涯学習の推進	P38
6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進	P40
6-2-3 文化・芸術の振興	P42
6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承	P44
6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり	P46
6-3-2 ジェンダー平等社会の形成	P48

素案の表記について

- ・ 前期基本計画
- ・ 【資料3】 前期→後期のポイントまとめ
をベースに作成しています。

前期基本計画から変更のある文章を黄色の色かけで表記しています。

※【資料3】3(7)「子ども」→「こども」の表記変更については箇所数が多いため色かけを省略しています

まちづくり方針 4

都市基盤の充実した 住みやすいまちづくり

目指す姿

4-1 地域の特性を 生かした快適な 都市をつくる	計画的な土地利用により、都市環境と自然環境の調和がとれている
	▶ 4-1-1 計画的な土地利用の推進
	地域ごとの特色が生かされた拠点が形成され、人々が集まり、にぎわいが生まれている
	▶ 4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成
4-2 市民生活が 豊かになる 快適な都市を 実現する	安全で良好な住環境が整っている
	▶ 4-1-3 快適な住環境の創造
	誰もが快適に公園を利用できる
	公園が市民の憩いの場となる
	▶ 4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進
	快適に移動できる道路ネットワーク環境が整備されている
	▶ 4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進
	誰もが安心して市内を移動できる環境ができている
	▶ 4-2-3 公共交通アクセスの充実
	健全な水道事業の運営のもと、安全で安定した水道水がすべての市民に供給される
	▶ 4-2-4 良質な水の安定供給

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
地域の特性を生かした快適な都市をつくる

4-1-1 計画的な土地利用の推進

現状

- 都市計画マスタープラン¹に基づき、定住性の高いゆとりある住宅地の形成、市内産業の発展に寄与する土地利用の実現を目指すため、土地区画整理事業等の導入や地区計画の指定、都市計画制度や開発許可制度の運用などにより、地区の特性を踏まえたきめ細やかなまちづくりを進めてきました。
- 土地区画整理事業等による計画的なまちづくりが進められた事業区域においては、それぞれに適した土地利用が実現しています。

課題

- 市街化調整区域においては、都市計画法や建築基準法による規制を受けない資材置き場や残土置き場などが、農地や住宅地に近接して立地するなど、環境に好ましくない影響を与えている地区も見られることから、土地利用や農業環境等の向上について検討が必要です。

¹ 都市計画マスタープラン:市の総合的な構想である「第5次三郷市総合計画」や国・埼玉県の計画・構想に即し、都市計画の視点から施策の方針を示すもの。計画期間は20年とし、中間年次においては、三郷市総合計画との整合等に関する見直しを行う。

SDGsに向けた方向性



誰もが安心して居住でき、持続可能な都市をつくるため、土地
区画整理事業等の基盤整備や景観形成を推進するとともに、良
好な市街地の形成を図ります。

施策実現のための取組み

都市計画マスタープランの運用	まちづくりに関わる各種計画や公共事業の進捗状況、土地利用・開発事業の動向、市民ニーズを把握・整理し、「都市計画マスタープラン」の目標や方針に沿ったまちづくりの実現を目指し、 将来都市構造の充実・強化を図ります。 を推進し、将来都市像の実現を目指します。
都市計画における情報開示の推進	都市計画に関する知識の普及と啓発のため情報提供を行います。
まちの発展に寄与する土地利用の実現	土地利用の現況や市街地の形成過程などを踏まえ、自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上、多世代の生活環境の向上等を視野におき、適切な土地利用の実現を目指します。
良質な開発への誘導及び意識啓発	都市計画法等の関係法令に基づく適切な指導と監視に努め、スプロール化 ² や住環境の悪化を防止するとともに、良質な開発への誘導や意識啓発を図ります。
市街化調整区域 ³ における景観の維持・保全	景観計画事前協議等による助言や指導、景観審議会の運営及び屋外広告物条例の運用を行います。

資料3
3(1)

関連する個別計画

三郷市都市計画マスタープラン

三郷市景観計画

関連する取組み	関連施策
土地利用の誘導	5-1-2
農地の適切な保全	5-1-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

² スプロール化:都市において、市街地が不規則に、虫食い状態で郊外に拡大していくこと。

³ 市街化調整区域:市街化を抑制する区域のこと。

4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成

現状

- 拠点の形成については、三郷中央地区及び三郷インターチェンジ(三郷 IC)周辺におけるインターA 地区や南部地区、南部南地区の土地区画整理事業や新三郷駅周辺の開発により基盤整備が行われ、**現在は、三郷北部地区土地区画整理事業による基盤整備が進められています。近年三郷北部地区において進められてきた土地区画整理事業による基盤整備は、終盤を迎えています。**資料3
2 (1)
- 三郷中央駅周辺は、駅前の「におどり公園」に隣接して「三郷中央におどりプラザ」や宿泊施設が**建設され、整備され、**におどり公園を活用した様々なイベント等が開催されています。資料3
1(1)①
- 三郷 IC 周辺北側のピアラシティと新三郷駅周辺西側の新三郷ららシティについては、商業・業務・レジャー等の複合機能が集積した地域拠点として発展しています。また、三郷 IC 周辺南側については、流通・工業等の産業機能が集積する産業拠点として発展しています。
- 三郷北部地区では、企業立地による大規模物流施設の建設が進むなど、産業拠点としての機能集積が図られつつあります。資料3
1 (2)
- 都市計画道路三郷流山線の整備及び三郷料金所スマートインターチェンジ(スマート IC)のフルインター化の事業が進められています。三郷料金所スマートインターチェンジ(スマート IC)¹は令和7年3月にフルインター化され、都市計画道路三郷流山線は、引き続き整備が進められています。資料3
2 (2)

課題

- 三郷中央駅周辺は、今後も、都市交流拠点やレクリエーション核としての**発展更なる魅力向上**が期待されています。資料3
1(1)②
- 三郷駅周辺は、近隣型の商業・業務機能等が集積した地域拠点として**更なる発展が期待されています**の活性化が求められています。資料3
1(1)③
- 新三郷駅東口周辺については、今後の発展が期待されています。
- スマート IC 周辺地区**についても発展が期待されています**については、スマート IC フルインター化及び三郷流山橋有料道路開通による交通ネットワーク拡充により産業拠点形成が期待されています。資料3
2(2)(3)
- 三郷北部地区については、土地区画整理事業により産業拠点として**流通・工業機能の集積が期待されています。**(削除)資料3
1 (2)
- 三郷 IC 周辺については、土地区画整理事業により**流通・工業等の多様な産業機能が集積する産業拠点として整備されており、今後も発展が期待されています。**(削除)
- 市南部地域においては、三郷南インターチェンジ(三郷南 IC)を中心とする**広域交通ネットワーク広域道路ネットワーク²**の活用による生活利便性の向上が期待されるとともに、首都直下地震や風水害等に備えた防災機能の向上や、少子高齢社会に対応した地域コミュニティの維持が必要とされています。資料3
3 (2)

¹ スマートインターチェンジ(スマート IC):高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

² **広域交通ネットワーク広域道路ネットワーク**:周辺都市と結ばれる東京外かく環状道路や都市計画道路等の広域的な道路ネットワークのこと。資料3
3 (2)

SDGsに向けた方向性



地域固有の価値を理解し、地域ごとの特性を生かし、個性豊かで魅力ある地域づくりに取組みます。

施策実現のための取組み

まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	三郷中央駅周辺では、駅を中心に公共空間を活用した、歩きたくなるまちなか形成を図ります。また、地域住民等との交流やにぎわいを創出します。
人に選ばれる地域拠点の形成	三郷駅、新三郷駅、三郷 IC 及び三郷南 IC の周辺では、「商業・業務機能」「生活サービス機能」「交流機能」の都市機能を持った、市民生活や都市活動の中心となるバランスのとれた都市構造の構築を図ります。
土地区画整理事業等による市街地整備の推進	各拠点において、目指す将来像や地域の実情などを踏まえながら、良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等による市街地整備について検討します。
地域の個性を生かしたまちづくりの推進	スマート IC のフルインター化による交通利便性を活用した産業集積と住みやすいまちづくりを進め、産業拠点の形成を目指します。市南部では、広域道路ネットワークを活用した交通の拠点整備や防災機能の強化などを推進し、防災減災核を含む拠点形成を目指します。

関連する個別計画

三郷市南部地域拠点整備基本計画

三郷市都市計画マスタープラン

関連する取組み	関連施策
美しいまち並みの維持	3-2-2
農地の適切な保全	5-1-3
最適な施設配置の検討	経 3-2

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

4-1-3 快適な住環境の創造

現状

- 近年、駅及び三郷インターチェンジ周辺において新たなまちの表情が創出される中で、三郷市景観計画や三郷市景観条例の適切な運用により、良好な景観形成に向けた誘導を図っています。
- 市内一斉清掃への町会・自治会の参加率は **100%であり高く**、生活環境美化に対する市民の意識は高くなっています。 資料3
1 (3)
- 高齢者、障がい者、**子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要である人が今後も増加する見込みがあります。**低額所得者など、住宅の確保に配慮を必要とする方が存在します 資料3
1 (4)
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。

課題

- 快適な住環境の創造のためには、敷地の細分化を防止し、住宅の耐震性、劣化対策、省エネルギー性、景観等に配慮した、持続可能な住環境の形成・保全が求められています。
- 市民・事業者・市の協働による景観づくりを行うとともに、市民のなかに市への誇りと愛着が育まれるような取組みを推進し、より良好な景観形成の実現を図ることが求められています。
- 土地区画整理事業の進捗等に伴い **町名変更も生じていることから、初めての来訪者にもわかりやすい町名及び地番の表示が求められています。**町名変更が生じる際には、わかりやすい町名及び地番の表示が求められます。 資料3
3 (3)
- 老朽化した市営住宅の適正管理を図り、質的向上に努めるとともに、今後の市営住宅のあり方を含めまた、再編方針を策定する必要があります。
- 既存の賃貸住宅や空家等の活用による住宅セーフティネット³の強化が求められています。
- 快適な住環境を維持するために、市民や地域と協力・連携し、身近なところからの環境美化活動を進めるとともに、空き缶等の投げ捨て防止を促す啓発活動や、空き地の適正管理等の監視体制を充実させていくことが求められています。

³ 住宅セーフティネット:高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方に対し、住まいを確保できるようにする社会的な仕組みのこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが安全で、かつ質の高い住宅を利用することができ、安全で良好な住環境で生活できるまちづくりに努めます。

施策実現のための取組み

良好な景観形成の推進	景観賞などの景観啓発活動の実施、景観計画事前協議等による助言や指導、景観審議会の運営、及び屋外広告物条例の運用を行います。	
安全で良好な住環境の整備	建築物の安全性向上や質の高い住宅の普及促進、良好な宅地水準の確保に努めます。	
良好な道路環境の整備維持	道水路に生えた雑草の刈取り、運搬及び回収、処分等の一連作業を適切に実施し、安全で良好な道路環境の整備維持に取り組めます。	資料3 2 (4)
わかりやすい住居表示町名表示の実施	住居表示実施地区や土地区画整理事業実施地区等において住居表示板を設置します。わかりやすい町名及び地番表示の整備に努めます。	資料3 3 (3)
市営住宅の適切な管理	既存住宅の計画的な維持修繕を実施し、適正な保全・管理を進めるとともに、高齢者への対応など質的向上に努めます。	資料3 3 (4)
住宅施策の推進	空家等の適正管理・利活用の推進や、多様化・高度化する住宅ニーズへの対応等、誰もが安心して暮らせる魅力的な住環境の整備に努めます。	資料3 1 (4)
放置車両の撤去	道水路に長期間にわたって放置された車両を撤去し、安全な道水路の維持に努めます。	
不法投棄物の処分及びパトロールの徹底への監視の徹底及び適正な処分	不法投棄監視パトロールを定期的に巡回し、道水路の不法投棄物を道水路の不法投棄物に対して、定期的な巡回による監視を徹底し、速やかに発見・撤去します。また、回収された撤去した不法投棄物の処分を適正に行います。	資料3 3 (3)

関連する個別計画

三郷市公営住宅等長寿命化計画

三郷市空家等対策計画

三郷市景観計画

関連する取組み

関連施策

住宅の耐震化促進、住環境の防災性向上の推進	1-1-1
放置自転車の対策	1-2-2
公害の防止、生活環境の衛生保全、ペットの適正飼養、生活排水処理の推進	3-1-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
市民生活が豊かになる快適な都市を実現する

4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進

現状

- 新たな拠点整備や、土地区画整理事業等に伴い、公園等の整備を進め、箇所数に伴う整備が進められ、公園数は増加しています。
- 公園等は、都市公園¹をはじめ、都市公園を補足する重要なオープンスペースとして、ちびっ子広場、わんぱく運動場などがあります。

資料3
3(4)

課題

- 人とふれあう場を創出するため、市民の誰もが、いつでも気軽に利用できる公園の整備が求められています。借地方式や生産緑地地区の活用などにより、都市公園、ちびっ子広場等の整備について検討していく必要があります。
- 市街化区域を中心として、公園不足地域の解消を図るため、計画的な公園配置を進める必要があります。
- 遊具や樹木など都市公園等における公園施設の老朽化、熱対策及び暴風等の災害への対応が求められています。引き続き計画的な公園施設の維持更新を行う必要があります。
- 公園整備や維持管理について、引き続き、市民と行政がともに協働することで、よりよい公園づくりと適正な管理が求められています。
- におどり公園と三郷中央におどりプラザなど、公園と周辺の公共施設等が連携して、にぎわいの創出を図っていくことが求められています。

¹ 都市公園:都市公園法に規定され、国や地方公共団体が都市計画施設として設置する公園、緑地。

SDGsに向けた方向性



誰もが快適に公園を利用できるよう、地域の特性やニーズを踏まえた整備に努め、計画的な公園の維持、更新を図ります。

施策実現のための取組み

魅力ある公園づくり	都市公園等の整備にあたり、市民のニーズを把握した上で、市民参加によるワークショップなどを通じて、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりを行います。
地域的なバランスに配慮した公園等の整備	地域別の公園整備の状況を勘案し、歩いて行ける身近な範囲で、借地方式などによる公園等の整備を推進します。
既存公園施設の長寿命化の実施	遊具や樹木など公園施設について、点検、修繕及び計画的な更新を実施し、誰もが安全かつ安心して利用することができるよう適正に維持管理します。
市民と行政の協働による公園管理の推進	公園施設の維持管理について、公園整備の計画段階からワークショップなどを通じて事前に管理分担を検討し、開園後には市民との協働の中で適正に維持管理するための仕組みの構築を図ります。
スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成	におどり公園をはじめとする都市公園等と、周辺の公共施設等が連携してイベントを実施するなど、レクリエーション核として利活用の推進を図ります。

関連する個別計画

三郷市緑の基本計画

関連する取組み	関連施策
市民参加の機会の確保	経 1-3
ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進	経 3-2

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
市民生活が豊かになる快適な都市を実現する

4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進

現状

- ~~三郷料金所スマートIC~~三郷流山橋有料道路が令和5年11月に開通し、また三郷料金所スマートインターチェンジ(スマートIC)が機能拡充され、~~令和2年4月より、大型車も通行可能になりました。令和7年3月にはフルインター化により、上下線全ての出入り口が通行可能となり、交通の利便性がさらに向上しました。~~
- ~~東京外かく環状道路三郷南インターチェンジ(高谷ジャンクション間)が開通し、交通の利便性がさらに向上しました。延伸に伴う道路の諸問題への対応については国と連携していく必要があります。~~(削除)
- 埼玉県東部地域の一体的な発展を担う軸として、都市計画道路三郷流山線(都市軸道路)の東埼玉道路までの延伸が期待されています。
- ~~道路幅も確保された新市街地が広がる土地~~区画整理事業や都市計画道路の整備などにより、安全な道路が整備されている一方で、今後老朽化する橋りょうや道路は急速に増えていく見込みであり、大規模災害による被害が懸念されています。
- 環境負荷への配慮や新しい生活様式により、自転車の利用が増加しています。

資料3
2(2)
(3)

資料3
1(5)

資料3
1(6)

資料3
3(5)

課題

- 円滑で快適に利用できる国道・県道・市道の一体感のある道路網の充実が必要であり、都市計画道路の計画的な整備を推進するとともに、歩行者・自転車のネットワークを含めた一体性のある道路交通体系の確立を図ることが求められています。
- 安全で円滑な交通を実現するため、信号機、歩道の設置、道路標識、交通規制の適正化等が求められています。
- ~~通学路や生活道路は狭い道路が多く、安全な歩行空間の確保が課題となっています。~~
- ~~老朽化した橋りょうの架替えや長寿命化などによる長寿命化対策、緊急輸送道路の安全点検など、道路利用者に対する安全性の確保が必要です。~~
- 自転車利用者のニーズを把握し、自転車が安全・安心に通行できる環境の整備が必要です。
- 東京外かく環状道路の~~延伸に伴う道路の諸問題への対応~~通過交通量の増大に伴う安全対策については国等と連携していく必要があります。

資料3
1(7)

資料3
3(5)

資料3
1(5)

SDGsに向けた方向性



基本的な生活インフラである道路の整備と安全の確保に努めます。

施策実現のための取り組み

計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築	国・県等と連携し、橋りょうや都市計画道路の整備推進や高速道路による 周辺都市周辺地域 へのアクセス向上により、 市内各地域間の円滑な交流促進 や 拠点間を結ぶ道路ネットワーク軸 を構築します。地域間の円滑な交流促進及び、 市内の拠点間を結ぶ道路ネットワーク軸¹ の構築を図ります。	資料3 2(5)
広域道路ネットワークの整備推進	県と連携を図り、 (仮称)三郷流山橋を含む都市計画道路三郷流山線の整備推進整備促進 と併せ、延伸計画の推進を図ります。 また、国等と連携し、スマートICをフルインター化することで、高速道路による周辺都市へのアクセス、市内各地域間の円滑な交流を図ります。	資料3 1(6) 2(2)(3)
安全・安心な道づくりの推進	道路及び道路施設の破損箇所の早期発見と適切な維持修繕、道路施設の改良工事などを進めることで、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。	
橋りょうの適正管理	老朽化した橋りょうの補修等を計画的に進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。	資料3 2(6)
自転車通行空間の整備推進	自転車道の整備、車道における自転車専用レーンの設置、既存の広い歩道への通行位置表示の設置による視覚的分離など、様々な手法を用いて自転車通行空間の整備を推進します。	

関連する個別計画

三郷市都市計画マスタープラン

三郷市橋梁長寿命化修繕計画

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

地域防犯環境の整備	1-2-1
交通安全施設の整備	1-2-2
放置自転車の対策	
快適な歩行空間の創出	3-1-2
環境負荷低減に向けた自転車利用の促進	3-2-1
地域の個性を生かしたまちづくりの推進	4-1-2
ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進	経 3-2

¹道路ネットワーク軸:拠点間及び拠点と周辺都市を結ぶ三郷市の骨格となる道路とその沿道について、都市に魅力と活力を与え、市内外の活発な交流を促進する連続的な空間のこと。

資料3
3(2)

4-2-3 公共交通アクセスの充実

現状

- 将来にわたって持続的かつ安定的に公共交通を維持・発展させるため、まちづくりなどの地域戦略と一体となった公共交通の活性化、利用促進を図るための取組みを進めています。
- 三郷市における地域公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーがそれぞれの役割に応じた運行サービスが提供されています。路線バス、タクシーに関しては、運転手不足や労働力の低下に伴い、減便や運休を余儀なくされるケースが増加しています。
- 自転車は、身近な交通手段として多くの人に幅広い目的や用途で利用されており、環境志向(環境負荷の低減)や健康志向の高まりを背景に、更なる利用拡大が見込まれています。
- 外出できる環境整備手段のひとつとして、シェアサイクル(コミュニティサイクル)¹、カーシェア、将来的にはオンデマンド交通や自動運転等の「新たなモビリティサービス」の活用や導入が考えられます。現在、既存の地域公共交通と、新たなモビリティサービスや徒歩等、あらゆる移動手段やサービスを統合して提供する「MaaS²」について、全国で実証実験等が始められています。

資料3
1(8)

課題

- 高齢化社会超高齢社会への対応や利用者目線に立った分かりやすい・使いやすい情報提供と快適な利用環境の展開、そして地域との協働による持続可能な仕組みづくりが求められています。
- 路線バス、タクシー維持の厳しい状況に対して、有効な解決策が見いだせていないことが全国的な課題となっております。市民、事業者、行政が連携し、地域が守り、支え育てる公共交通の実現に向けた検討が必要となっております。
- 鉄道、路線バス、タクシーの連携強化による移動の利便性や、さらなる安全性の向上が求められています。
- 自転車利用を促すサービスの提供が求められています。
- 三郷市における、MaaSの概念の導入や、段階的な具現化が期待されています。

資料3
3(6)

資料3
1(8)

¹ シェアサイクル(コミュニティサイクル):相互利用可能な複数のサイクルポートからなる、自転車による面的な都市交通システムのこと。

² MaaS[マース]:Mobility as a Service の略称。出発地から目的地まで、利用者にとって最適な移動経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが、その人の身体状況にかかわらず安心して利用できる公共交通機関の整備・充実を行います。

施策実現のための取り組み

公共交通ネットワークの充実	公共交通機関が相互に連携した「使いやすい」「分かりやすい」公共交通サービスと、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの構築等により、「地域が守り、支え、育てる」持続可能な公共交通の確立を目指します。	資料3 1(8)
鉄道輸送の強化	利便性及び安全性の向上のため、つくばエクスプレスの8両編成化の早期実現や東京駅延伸、JR武蔵野線のホームドア設置を鉄道事業者に働きかけます。	
路線バス利用の促進	三郷市地域公共交通活性化協議会との連携により、利用環境の維持・改善など、路線バスが利便性の高い公共交通となるよう、検討を図ります。	
自転車利用の促進	自転車利用促進サービスセンターにおいて、自転車に関する情報発信の充実を図ります。また自転車利用の促進に向け、レンタサイクルの充実やシェアサイクルの導入の検討充実を図ります。	資料3 2(7)
サイクルアンドバスライド自転車利用の推進	バス利用の促進を図るため、サイクルアンドバスライドの周知PRを実施していくとともに、設置個所の拡大や利用環境の改善を図ります。 サイクルアンドバスライド ³ の周知PRの実施、設置個所の拡大や利用環境の改善とあわせ、出発地からバス停までやバス停から目的地までのいわゆるラストワンマイルの移動手段としてシェアサイクルとの調和を図ります。 また、自転車利用の促進に向け、自転車利用促進サービスセンターにおいて、自転車に関する情報発信の充実を図ります。	資料3 2(7)
MaaSの具現化	「新たなモビリティサービスによる『まち』づくり協議会」の活動を通じ、地域の課題解決に向けた施策や取り組み、実証実験の実施等について検討します。	

関連する個別計画

三郷市都市計画マスタープラン

三郷市地域公共交通網形成計画

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

環境負荷低減に向けた自転車利用の促進	3-2-1
都市型観光の振興	5-2-2
民間施設等に関するユニバーサルデザインへの配慮	経3-3

³ サイクルアンドバスライド: 自転車と路線バスとの移動の連続性を確保することにより、自転車の利便性を高める施策の一つ。バス停留所付近に自転車駐輪場を設置することで、自転車からバスへの乗り継ぎ利用を促進する。

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
市民生活が豊かになる快適な都市を実現する

4-2-4 良質な水の安定供給

現状

- 平成28年3月に策定した「三郷市水道事業ビジョン」「第3次三郷市水道事業基本計画（改定版）」に基づき計画的な事業運営、施設整備をしています。
- 近年多発する自然災害による水道施設への被害等を踏まえ、平成30年12月に水道施設における緊急対策が国から示されました。また、水道法が水道の基盤強化を図ることを目的として、平成30年12月に改正され、あわせて水道施設の適切な管理に関する事項が明記されています。水道施設の老朽化対策、災害発生時の断水への迅速な対応等の課題に取り組む一方で、上下水道一体での耐震化を推進するため、令和7年1月に「上下水道耐震化計画」を策定しました。
- 近年、給水人口は増加しているものの、節水機器の普及等に伴う水需要の減少によって配水量・給水収益は概ね横ばいとなっており、今後も水道事業における収入の根幹である給水収益の増加は期待できない状況です。や、水道使用量、有収水量が減少傾向となっています。

資料3
2(8)

資料3
2(8)

資料3
1(9)

課題

- 近年多発する自然災害による水道施設への被害等を踏まえ、基幹管路の耐震化や特に重要度の高い水道施設の停電・浸水対策停電や浸水被害等から水道施設を守るだけでなく、上下水道一体で、重要施設に接続する管路等や特に重要度の高い水道施設の耐震化などの災害対策が急務となっています。
- 県営水道の計画的な受水により必要な水量の安定給水確保を行い、これら水道事業の環境変化を踏まえ、給水人口に対応した安定的な給水に努める必要があります。人口減少社会への対応や災害に備えた老朽化施設の更新など、将来にわたる持続可能な水道事業運営のため、水道事業収入の根幹である給水収益確保の方策が必要です。
- 持続可能な水道事業を運営していくためにもアセットマネジメント¹による施設整備費の平準化、また施設の長寿命化を踏まえた適切な維持管理を行うことが必要です。

資料3
2(8)

資料3
1(9)

¹ アセットマネジメント:持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点にたった、効率的かつ効果的な資産管理のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが安心して利用することのできる水を安定して供給するため、施設の適切な維持・更新を図ります。

施策実現のための取組み

水道事業の 健全な経営の維持	施設整備を計画的にすすめながら、適宜、財政計画の見直しを行い、将来にわたって健全な経営が持続できるように取組みます。
地震に強い 強靱な管路の構築	上下水道一体で耐震化による管路更新を計画的、効率的に実施します。また、更新に伴い、漏水防止効果による有収率 ² の向上を図ります。
浄配水場施設の 適切な維持管理・ 計画的な更新	浄配水場施設の適切な維持管理や計画的な施設更新を実施し、自然災害に強い浄配水場施設の構築や長寿命化を図ります。

資料3
2(8)

関連する個別計画

三郷市水道事業ビジョン・第3次三郷市水道事業基本計画

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

² 有収率:浄配水施設から配水した水のうち、料金の対象となった水の割合。

まちづくり方針 5

魅力的で活力のある まちづくり

目指す姿

5-1 元気で活力ある 都市を実現する	魅力ある商業により、地域がにぎわっている ▶ 5-1-1 にぎわいのある商業の振興
	工業の振興により、地域経済の活性化がなされている ▶ 5-1-2 活力ある工業の振興
	高品質化、高付加価値化した都市型の農業が実現し、活性化している ▶ 5-1-3 都市型農業の振興
5-2 まちに人々が集い、 にぎわいを 生み出す	起業できる環境が充実している 地域の特性を活かした産業が発展し、市内の雇用の創出が図られている ▶ 5-2-1 産業と雇用の創出
	魅力ある観光資源により、多くの人が訪れている ▶ 5-2-2 魅力ある観光の振興
	多様性（ダイバーシティ）を認め合い、尊重し、様々な形での交流を推進することで、グローバル化している ▶ 5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進

5-1-1 にぎわいのある商業の振興

現状

- 経済産業省の平成31年3月令和7年4月における商業動態統計小売業販売額(季節調整済指数¹)によると、全国的な傾向としては「~~進退の小売販売~~」「緩やかな上昇傾向にある小売業販売」となっています。
- 大型店の~~進出定着~~、通信販売やインターネットショッピングの利用による無店舗販売²の~~進展増加~~、宅配サービスの充実により、売り上げ・客数の減少、経営者の高齢化等、様々な環境の変化が個店・商店街の活力を衰退させています。また、大型店相互の競争激化も予想され、市内の商業環境をめぐる課題はますます多様で複雑化しています。

資料3
1(10)

資料3
1(11)①

課題

- 既存商業者には地域の環境の変化や消費者の動向を的確にとらえた新たな事業に取り組むための支援が必要となるとともに、大型商業施設を訪れる買い物客を市内の個店商店街に誘導する施策が求められています。
- 地域の顔であり、生活に密着した魅力ある商店街づくりのため、~~組織の維持~~、商業基盤施設の整備や街路灯、モニュメント等の施設~~維持~~、また、~~省エネ~~~~バリアフリー~~化など商店街が取り組む環境の整備支援が求められています。
- 市の魅力を活用した商業活動を支援し、市のシティプロモーションや観光の推進との相乗効果を高めていく必要があります。

資料3
1(11)②

¹ 季節調整済指数:経済統計の原計数から季節の変動による業績のばらつきを取り除いた指数のこと。

² 無店舗販売:店舗を構えずに販売する営業様式のこと。屋台、通信販売、巡回訪問販売、カタログ販売、インターネット販売等が含まれる。

SDGsに向けた方向性

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



事業者、商店街や関係団体等への支援により、まちの活性化、持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。

施策実現のための取組み

特色ある商店街の 育成・活性化

商店街の周知及び商店街が活性化のために実施する各種事業に対して補助を行うことにより、既存商業を支援し、地域の顔、生活広場としての魅力ある商店街づくりを行います。

資料3
1(11)②

経営基盤の強化への 支援

中小企業事業者・創業者向けに相談窓口やセミナー開催、補助制度の実施、創業塾の開催、特定創業支援等事業計画の認定事務を行います。

関連する個別計画

関連する取組み

関連施策

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

5-1-2 活力ある工業の振興

現状

- 三郷市は、「~~企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律~~」「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づいて策定された埼玉県の基本計画第2期埼玉県基本計画において、成長ものづくり分野、食品、製造分野、物流関連分野、デジタル分野、環境・エネルギー分野、観光分野の促進区域として位置づけられています。
- 平成30年度には東京外かく環状道路（三郷南インターチェンジ～高谷ジャンクション間）が延伸七、令和5年に三郷流山橋有料道路が開通、令和7年には常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジがフルインター化され、広域道路ネットワークの拡充により産業集積への期待が高まっています。
- 三郷インターチェンジ周辺や幹線道路に面するなど交通利便性の高い地域については、都市基盤整備の状況や周辺の農地環境との調和を図りながら、工業・流通系の土地利用を誘導するため、土地区画整理事業などによる産業拠点の形成が進められています。
- 土地区画整理事業や都市計画道路の整備、東京外かく環状道路の延伸、つくばエクスプレス開通など都市基盤整備の進展、大型商業施設が進出したことにより、購買力の周辺都市への流出に一定の歯止めがかかり、近隣市町からの消費者の流入が見受けられます。
- 産業フェスタ等のイベントを通して、市内商工業の振興及び地域経済の活性化を図っています。

資料3
1(12)

資料3
2(2)(3)

課題

- 都市計画道路の整備と面的な土地利用計画との連動性について期待されています。
- 交通特性を活かした産業の振興や新たな雇用機会の創出が求められています。

SDGsに向けた方向性



持続可能な産業集積を行うため、三郷市の広域交通条件の優位性を活かした形での産業立地を進めます。

策実現のための取組み

土地利用の誘導	交通利便性の高い地域については、周辺環境との調和を図りながら産業の活性化に資する土地利用について検討します。
調和のとれた商業・工業環境の整備	市内商工業の振興及び地域経済の活性化のための各種団体運営及びイベントに対する補助等の支援をします。

関連する個別計画

関連する取組み

関連施策

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

5-1-3 都市型農業の振興

現状

- ~~三郷市の農業は、東京都に隣接するという立地条件を活かした都市型農業を中心に、新鮮で安全・安心な農作物の安定供給を行っています。~~三郷市は東京都に隣接し、三郷ジャンクションによる都心近郊の流通拠点として恵まれた立地条件を活かし、新鮮で安全・安心な農作物を効率的に供給するなど、都市型農業を形成しています。
- 社会経済の発展に伴い、ベッドタウンや流通拠点としての都市化が進み、農地の宅地化に伴う耕作面積の減少と併せ、農業者の高齢化や担い手不足による農業者の減少、並びに市場価格の下落に伴う農業所得の減少により、継続的な農業経営が困難になりつつあります。
- 新たな農業経営の在り方として、圃場¹を観光農園²に整備するなど、集客性の高い農業を目指す動きも出てきています。

資料3
1(13)

資料3
1(13)

課題

- 新たな農作物栽培に取り組む農業者から、農産物のブランド化や高付加価値化に向けて農業の6次産業化³への支援を求める声が寄せられています。
- 市内農業を次の世代に継承するためにも、担い手不足の解消や継続的な農業経営への支援が必要とされています。
- 社会の成熟に伴い、緑豊かな潤いある居住環境並びに自然とのふれあいが求められている状況から、農地の適切な保全が必要とされています。
- 農業体験や園芸講座等により、地元の農業を身近に感じてもらえる機会を提供するなど、安全・安心な三郷産農産物のPRを行うとともに、その需要拡大が求められています。

¹ 圃場:農作物を育て収穫する水田や畑を指す言葉。

² 観光農園:農産物の収穫体験ができる個人農家または農業法人が経営する農園のこと。

³ 6次産業化:1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みのこと(1次産業×2次産業×3次産業=6次産業)。

SDGsに向けた方向性



農業資源の管理、地産地消・ブランド化等による市内販路の整備、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる取組みを進めることで、持続可能な農業を推進します。

施策実現のための取組み

農業経営・生産の充実	関係機関の協力を得ながら、農業者の生産技術の向上を図り、農産物の高品質化並びに付加価値のある農業を推進します。
新特産品等の産出 高収益農業の推進	小松菜に次ぐ新たな特産品の産出を目指す農業者を支援するとともに三郷産農産物のブランド化やイメージアップを図り、高品質で付加価値の高い農産物にすることで販路拡大や市場での競争力を高めます。三郷ジューシーあすばら・三郷秋どりえだまめ・三郷メロンなどの新特産品の産出を目指す農業者を支援するとともに三郷産農産物のブランド化や6次産業化など、高品質で付加価値の高い取組みを支援し、農業所得の向上を図ります。
農業の担い手の育成・ 確保に向けた支援	各種農業者団体に対し活動支援を行い、農業者団体の育成に努めます。特に、農業後継者団体への活動支援と組織強化に努めます。
農地の適切な保全	農作物生産機能に加え、環境保全など貴重なオープンスペースとして多様な機能を有する農地の適正利用を推進します。また、適切に保全することにより、豊かな地域社会を築き、農業経営の安定化を図ります。
三郷産農産物の流通 販売促進	高品質な農産物の市場出荷を支援するとともに、三郷産農産物が市民の手に入りやすい仕組みの充実を図るなど地産地消を推進します。また、農業祭や各種イベントを通じ、新たな需要の拡大に努めます。
ふれあい型農業の推進 に向けた支援	市民に多様な農業体験の場を提供し、農業資源を活かした交流や食育などの取組みを推進するとともに、市民農園・観光農園などの整備の支援を推進します。
園芸団体への支援 並びに市の花「さつき」 の栽培普及	園芸展を支援することで、園芸展出展者の技術向上を図り、三郷市の観光資源につながるよう努めます。また、「さつき」が市の花として深く認識されるよう普及に取組みます。

資料3
2(9)

関連する個別計画

三郷市都市農業振興基本計画

関連する取組み

安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進

都市農地の保全

関連施策

2-2-1

3-1-2

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり

まちに人々が集い、にぎわいを生みだす

5-2-1 産業と雇用の創出

現状

- 起業は地域の発展や雇用の創出をもたらす原動力となりますが、~~市内の起業件数は横ばいの傾向にあります。~~残存率が業種、規模により大きく異なる現状があります。
- 働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。
- 多くの企業では、テレワーク、時差通勤、オンライン会議の実施等、従来の慣行から脱却した新しい働き方が模索されています。

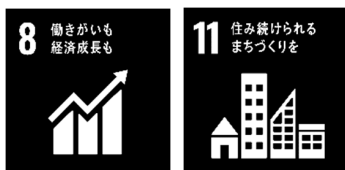
資料3

1(14)

課題

- 誰もが安心して働ける雇用機会の拡大、雇用情報の提供、相談体制の充実、労使関係の健全な発展、労働者生活の安定、福祉の向上等が求められています。
- 関連法の整備や改正等の動向を反映しながら、拡大・強化を図るとともに、労働者の福利厚生制度の充実についても十分対応していく必要があります。
- 多様な働き方に見合った雇用形態や正規雇用対策が求められています。
- 中小企業をめぐる経営課題は多様化・複雑化しており、起業家には多岐にわたる専門的知識やノウハウ、実務経験等が求められています。

SDGsに向けた方向性



産業基盤、経営環境の整備を推進するとともに雇用や労働環境に不安や不満を持つ労働者に対する各種相談事業等を通じ、安全で安心な労働環境を促進します。

施策実現のための取組み

雇用の促進	雇用機会の拡充を図るため、関係機関と連携し、求人情報の提供や相談体制の整備、合同企業面接会及び就職支援セミナー開催等の支援をします。
労働環境の充実	労働者が直面している労働問題の解決と福祉の増進を図るため、関係機関と連携し、相談事業や中小企業退職金共済等掛金補助等の支援をします。
創業者への支援	三郷市商工会等の関係機関と連携し、特定創業支援認定、創業塾や個別相談の開催、きらりとひかれ起業家応援事業費補助金等の支援をします。

関連する個別計画

関連する取組み	関連施策
地域における子育て支援	2-1-2

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり

まちに人々が集い、にぎわいを生みだす

5-2-2 魅力ある観光の振興

現状

- つくばエクスプレスの開通や、市内バス交通網の整備など、移動手段の向上が図られるとともに、「ピアラシティみさと」や「新三郷ららシティ」に、広域的な集客力や知名度を持った大規模商業施設が進出しました。
- 市内外に広く三郷市の魅力を PR できる misatostyle、産業フェスタなどイベントの実施・後援・支援や、観光案内板の設置、地域ブランドの育成、公式マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」の活用など、観光振興に関する様々な取り組みを行っています。
- 観光振興により、市内産業への経済的な波及効果や雇用の創出等を生み出していくことが期待されています。

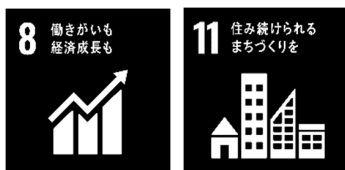
課題

- 市民だけでなく国内外の人々を惹きつけ、魅了し、三郷に来たいと思えるよう、三郷市の認知度やイメージをより高め、住民の自らの地域に対する愛着と誇りを育てる大きな役割を担うために、三郷市の魅力を発信し、ブランド化を図る必要があります。より高めるために、より一層三郷市の魅力を発信していくことが求められています。
- 市、観光協会、事業者、市民など相互の連携を図りながら、都市型観光¹を推進し、市の特性を活かした観光資源の創出・発掘、おもてなし体制の充実強化の推進など、新たな取り組みが求められています。
- 変化の激しい観光に対する多様なニーズや意向を的確に把握し、三郷市が持っている魅力・資源を最大限に活用した観光事業を実施するため、引き続き調査・研究が必要とされています。

資料3
2(10)

¹ 都市型観光:観光都市に滞在し、歴史遺産やまち並み、古典芸能やコンサート、美術鑑賞などの芸術、テーマパークなどのアミューズメント、ショッピングや飲食、夜景などを楽しむ観光のこと。

SDGsに向けた方向性



三郷市の有する魅力を活かし、雇用創出や製品の販路拡大に資するような観光の振興を図ります。

施策実現のための取組み

地域資源を活かした取組みの創出	健康をテーマに市の歴史や文化・産業等の魅力や資源を考察し、デラウンド化それを活かした地域経済成長に資する取組みを進めます。また、市内外へ地域の魅力発信を行います。	資料3 2(10)
観光資源の情報発信	多様な観光ニーズに合わせた的確な情報を、三郷市情報発信スペース「ららほっとみさと」や観光ホームページ、各種SNS、パンフレット、観光案内看板等を活用して多様な手段で市内外に情報発信を行います。	資料3 2(11)
都市型観光の振興	大型商業施設を有するエリアの集客力や交通網の充実による首都圏や近接する地域からのアクセスの良さという強みを活用した都市型観光を推進し、地域のにぎわい創出・経済活性化を図ります。	
観光資源の再発見	市民や関係団体との連携により、自然、文化、歴史、産業、人材など今ある地域資源を再発掘し、様々な手法により磨き上げを行い、市固有の魅力ある観光資源として活用していきます。	

関連する個別計画

関連する取組み	関連施策
まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	4-1-2
シティプロモーションによる魅力発信	経 2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり

まちに人々が集い、にぎわいを生みだす

5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進

現状

- 交通網の発達や経済活動のグローバル化の進展などを背景に、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う外国人労働者の増加等により、日本に暮らす外国人住民が増えており、今後より一層、外国人住民との共生や交流の機会の増大が見込まれています。
- 外国人住民の数は年々増加傾向にあり、現在人口比率の約3%約5%を占めるに至っています。特にみさと団地を中心に外国人留学生やその家族が多数居住しています。
- 平成28年6月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、参加国・地域人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを目的とするホストタウン制度に、ギリシャ共和国のホストタウンとして登録し、同国との交流を推進しています。

資料3
1(15)

資料3
1(15)

課題

- 外国人住民の更なる増加・多国籍化が予測されることから、行政パンフレット、室内外サイン等の多言語対応、職員の語学力の向上職員対応など、行政サービスの一層の充実が求められています。
- 外国人住民が地域の構成員として受け入れられ活躍できる社会の構築を目指すため、市民の意識啓発の強化や、市民団体との連携による外国人受け入れ体制の整備が求められています。
- 外国人来訪者との交流機会の創出を行い、市民の国際感覚・国際意識の向上を図るとともに、国際化に向けた各種事業を推進します。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会後におけるレガシー(遺産)や、ホストタウンにおける継続的な交流を軸とした国際化の推進について、国際友好都市協定の締結なども視野に入れ、さらなる交流促進のための取組みが必要となります。

資料3
2(12)

SDGsに向けた方向性



誰もが、グローバルな視野を持ち、多様な人々との相互理解を進めることができる社会の実現を図ります。

施策実現のための取組み

多文化共生の推進	外国人住民との交流活動支援や、相互理解のための機会の充実や国際化推進専門員の配置、日本語を母語としない住民への広報、通訳対応を実施するなど外国人住民が暮らしやすい生活環境を整備します。情報発信・相談対応の体制整備や、外国人住民との交流活動支援、相互理解のための機会の提供等を通じて、国籍に関係なく、だれもが安心して生活できる生活環境を整備します。	資料3 1(15)
国際交流組織・活動への援助	「三郷市国際交流協会」の組織の育成や日本語教室などの事業運営の支援・協力を行いながら、自主的活動の活性化を推進します。	資料3 1(15)
多言語対応の推進	市民等と職員のコミュニケーションをより円滑にするため、多言語対応環境を整備します。	資料3 2(12)
国際交流の推進	ギリシャ共和国とのホストタウン交流を中心に、スポーツ、文化、教育など様々な分野における国際交流の機会を創出するなど、国際化事業を推進し、地域社会のグローバル化を図ります。	

関連する個別計画

関連する取組み

ギリシャ共和国を中心とした国際交流

関連施策

経 2-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針 6

誰もが生きがいを持ち
輝くまちづくり

目指す姿

6-1 誰もがいつでも 読書に親しむ 環境をつくる	読書を通じて人々が交流している
	▶ 6-1-1 読書を通じた交流の推進
6-2 誰もが学び、健康で 生きがいの持てる 文化の息づく まちをつくる	身近に読書に触れることができる
	▶ 6-1-2 読書環境の整備
	誰もが様々なことを学び、活かすことができる
	▶ 6-2-1 生涯学習の推進
	誰もがスポーツやレクリエーションを楽しんでいる
	様々な活動を通じて、健康的にいきいきとした生活を送っている
6-3 誰もが平等に暮らせ る社会を実現する	▶ 6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進
	身近に文化や芸術に触れることができる
	▶ 6-2-3 文化・芸術の振興
	文化財保護・保全活動が行われ、市民がそれらを大切にしている
6-3 誰もが平等に暮らせ る社会を実現する	▶ 6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承
	平和の尊さや人権の大切さを理解し、みんなが意識をもって行動できる
	▶ 6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり
6-3 誰もが平等に暮らせ る社会を実現する	誰もが平等で個性と能力を発揮することができる
	▶ 6-3-2 ジェンダー平等社会の形成

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持つ輝くまちづくり

誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる

6-1-1 読書を通じた交流の推進

現状

- 平成 25 年 3 月に市議会で議決された「日本一の読書のまち宣言」に基づき、市民の主体的な学習要求や課題解決等、様々なニーズに応えるため、資料や情報を積極的に収集するとともに、市民の誰もが、いつでもどこでも読書に親しめるような図書館の運営を行っています。

課題

- 宣言から 8 年 13 年が経過し、~~これまでの活動の振り返りと次の目標について明確な方針と体制が求められています。~~今後は読書推進の取組みを通じて市民への定着を図ってきました。引き続き、多様な読書活動を通じて市民の交流を促し、人と人とのネットワークを~~育んでいくことで、新たなコミュニティの創造を目指していきます。~~育み、多世代の新たなコミュニティが形成されることが求められています。
- 高齢者や障がいのある方など、図書館への来館が困難な利用者に対する支援や地域の図書室の更なる充実、市内の読書環境の拡充が求められています。

資料3
2(13)

SDGsに向けた方向性



誰もが、積極的に読書に取り組むことで、多様な知識を得るだけでなく、その人の生活をより豊かにできるようにします。

施策実現のための取組み

日本一の読書のまち 三郷の推進

~~第2次日本一の読書のまち三郷推進計画に基づき各種施策を実施します。誰もが読書に親しむことができるよう読書活動を推進するとともに、読書活動をととして人と人との絆が結ばれるよう人と本をつなぐネットワークづくりを進めます。~~

資料3
2(13)

読書活動ボランティア 団体への支援

地域で活動する読書ボランティア団体に対して支援を行います。

関連する個別計画

第2次日本一の読書のまち三郷推進計画

関連する取組み

本を通じた世代間交流の推進

特徴ある取組みの推進

関連施策

経 1-2

経 2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持つ輝くまちづくり

誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる

6-1-2 読書環境の整備

現状

- 市民の安心・安全・快適な図書館の利用のため、また、図書館資料の貸出・返却・検索・管理の迅速かつ効率的な処理による利便性の向上を図るために、図書館施設管理事業を実施しています。
- 公共施設として市民生活を豊かにし、課題解決に結びつく蔵書構成のため図書館資料の購入を実施しています。社会情勢を踏まえた幅広い資料の収集に努めるとともに、リクエストや利用状況等から市民ニーズをとらえた図書の選定を進めます。平成30年3月より電子図書館サービスを導入し、蔵書のさらなる充実を図っています。
- こどもたちに、読書の楽しさ、知る喜びを伝えるため、図書館及び図書館資料を活用し、こどもたちへの読書環境整備と市内小中学校への読書活動支援を実施しています。
- これまでの取組みにより学校図書館の環境は充実し、児童生徒の読書量やレファレンス数¹が増えています。

課題

- 施設・設備の適切な維持管理及び図書館情報システムの安定的運用のため、施設・設備の適切な管理に努めるとともに必要な措置を講じていく必要があります。
- 市民ニーズに対応した資料の収集及びサービスの周知を図ることで利用者の増加に努めていくことが課題となっています。
- 家庭・地域・学校・図書館が一体となり、こどもたちの読書環境の更なる整備促進及び読書活動を活発にするための取組みを行っていく必要があります。

¹ レファレンス数:調べたいことや探している資料などについての相談件数のこと。

SDGsに向けた方向性



積極的に読書に取り組むことのできる環境をつくり、誰もがその環境を利用できるような社会の実現を図ります。

施策実現のための取組み

読書環境の整備と充実	市民の学習意欲及び読書への興味に応えるため、多分野の資料の充実に努めるとともに、市内施設の相互協力による読書ネットワークを強化するほか、各種データベースの充実を図ります。
図書館施設の維持管理及び図書館情報システムの安定的運用	日常及び定期点検を通じた施設・設備の適切な管理に努めるとともに、図書館情報システムの安定的運用を図るために必要な措置を講じます。
図書館業務の効率化	自動貸出機等の導入により利用者の利便性を高めるとともに、事務の効率化などにより、個々の利用者に対応できる体制を構築します。
電子図書館の運営	様々な理由により図書館に行くことが困難な方でも、気軽に読書に親しんでもらえるようなサービスの提供に取り組めます。
こどもたちの読書環境の整備	図書館及び図書館資料を活用した、こどもたちの読書環境の整備、市内小中学校の読書教育支援に取り組めます。
学校図書館の充実	司書教諭等と学校司書が、学校応援団や読書ボランティア等と連携し、「日本一の読書のまち三郷」にふさわしい児童生徒の読書及び調べ学習等の拠点となるよう、学校図書館の充実を図ります。

関連する個別計画

第2次日本一の読書のまち三郷推進計画

関連する取組み

関連施策

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持つ輝くまちづくり
誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-1 生涯学習の推進

現状

- 高度情報化の進展や価値観の多様化、少子高齢化社会など、生涯学習をとりまく社会環境の変化に対応し、こどもから高齢者まで一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を高め、心豊かな人生を送れる人生100年時代の生涯学習社会の構築が求められています。
- こどもの健全育成のため、家庭の教育力の向上が求められています。

課題

- 生涯学習を支える施設の充実と、生涯学習施設の利用促進、生涯学習団体や関係機関と連携した生涯学習体制の整備が必要です。
- デジタル技術やインターネット環境を活用した生涯学習機会の提供が必要です。

SDGsに向けた方向性



すべてに対して、その人が希望する知識の習得などの学習への希望に応えます。

施策実現のための取組み

生涯学習・社会教育の推進	社会情勢や市民のニーズを把握し、学習機会の提供や社会教育活動への支援、デジタル技術やインターネット環境を活用した情報発信等を通じて、生涯学習意欲の高揚を目指します。
生涯学習関係機関・団体との連携強化	多様な市民ニーズに応え、生涯学習意欲の高揚を図る施設として、北公民館や放送大学再視聴施設などの生涯学習関連施設を運営し、各種講座の充実を推進します。
学び(市民大学)の充実	一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を磨き、心豊かな生活を支援するため、教育・学術機関や専門家等と連携・協働した講座の開催や放送大学再視聴施設の活用等、多様な生涯学習ニーズに対応します。
家庭教育の充実	家庭の教育力の向上を図るため、学習の機会の充実に努めるとともに、子育ての経験や情報交換を推進する団体を支援します。

関連する個別計画

関連する取組み	関連施策
人権啓発・教育の充実	6-3-1
社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備	7-2-4
地域力を醸成するための機会の創出	経 2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持つ輝くまちづくり
誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進

現状

- 健康づくりや体力づくり、仲間づくりへの関心が高まっており、市民のスポーツ活動への関心とニーズは、高度化、多様化しています。
- 高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的として、三郷市独自の事業「シルバー元気塾¹」を開催しています。参加者からは、足腰が強くなった、体調が良くなった等の声が多くあり、効果が高いことも実証されています。

課題

- 地区の生涯スポーツ活動の場として、利用者と一緒に事業を提案していく必要があります。
- 既存の施設を最大限に活用し、スポーツ実施率を上げていくことが課題です。今後は、施設の管理に関して、民間能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率の向上を図る必要があります。
- 地域活性化の観点からも、市内出身のアスリートや市内で活動するスポーツ団体などへの活動を応援・支援していくことが求められています。
- シルバー元気塾については、今後もサポーターの養成等をさらに推進するとともに充実化を図っていく必要があります。

¹ シルバー元気塾:高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的として開催している市独自の筋力トレーニング教室。

SDGsに向けた方向性



希望するスポーツやレクリエーションに、誰もが取組むことで、いきいきとしたその人らしい生活ができるようにします。

施策実現のための取組み

スポーツ・レクリエーション活動の推進	広く住民が参加できるスポーツ行事や、こどもから高齢者まで、自分の好みや体力に合わせて、生涯にわたって楽しめる手軽なスポーツ教室を実施するなど、スポーツをする機会をつくれます。
指導者・団体の育成及び次世代を担う地元アスリートのための支援	各スポーツ団体との連携や指導者の育成を行います。また、地元で活躍するアスリートを発掘し、支援を行います。
シルバー元気塾の推進	高齢者の筋力維持・向上のための筋力トレーニングを取り入れ、高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的とした「シルバー元気塾」を推進します。

関連する個別計画

三郷市スポーツ推進計画

関連する取組み	関連施策
スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成	4-2-1
社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備	7-2-4
地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進	経 1-2

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持つ輝くまちづくり
誰もが学び健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-3 文化・芸術の振興

現状

- 社会構造の中で、文化・芸術活動や創作活動などを通じた心の豊かさを求める市民が増加しています。
- 各種文化団体には、後継者不足、育成の問題を抱えているところもあります。

課題

- 文化協会¹を中心に様々な事業等を展開していますが、ニーズの高まりに対応するには、世代や興味に合わせた柔軟なテーマ設定・実現が必要です。
- 各種文化団体に対しては、関連団体等との連携を通じた活動支援、文化振興公社²との連携を通じた文化活動の推進、活動の発表の場の提供、指導者の養成・確保、文化活動の拠点となる施設の機能の充実等を通じて、支援をしていくことが必要です。

¹ 文化協会:文化・芸術の愛好家団体の連合体組織のこと。

² 文化振興公社:市民の文化芸術・スポーツの振興を図るとともに、施設の活性化と効率的な利用を推進し、市民福祉の増進とコミュニティ活動の振興に寄与することを目的とし、昭和59年4月9日に財団法人三郷市文化振興公社として設立された。

SDGs に向けた方向性



誰もが文化や芸術への希望が実現できる社会を目指します。

施策実現のための取組み

市民の文化活動の支援

文化芸術団体を育成し、団体と連携し文化芸術の普及を実施します。また、市民の活動の発表の場の提供や文化に触れる機会を確保します。

市民作品の展示

市民の作品を市庁舎入口に展示します。

関連する個別計画

関連する取組み

関連施策

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持つ輝くまちづくり

誰もが学び健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承

現状

- 都市化や、代替わりなどによって、全県的に地域史料(古文書等)や民俗資料の散逸が課題となっており、市民及び地域の共有財産である歴史資料が散逸する危険性があります。

課題

- 都市化が進む中で、新規住民が増えており、三郷市の歴史や文化財を紹介し、関心や愛着を深め、永く文化財を保護していく意識を向上させる取組が必要です。
- 『三郷市史』は三郷市及び地域の歴史・文化を理解するために必要不可欠であり、郷土資料等を適正に管理し、活用する必要があります。その活用とともに、資料収集を継続し、将来にむけて適切な保存・活用をしていくための整備が必要です。

SDGsに向けた方向性



文化財や地域の歴史をすべての人が知ること、誰もが三郷市に愛着を感じることができる社会を目指します。

施策実現のための取組み

文化財の調査・保存・継承	散逸から市内の文化財を保護・保存するため、調査を実施するとともに、特に保存・継承が必要なものについては市民共有の財産として指定していきます。
文化財保護意識の啓発	市内外の文化財や歴史資料に触れ、文化財保護意識を啓発します。
郷土資料館展示の充実	郷土資料等の調査・収集・保存に努めるとともに、常設展示や企画展示を行い、郷土の歴史を学ぶ場として魅力ある郷土資料館を目指します。
市史編さん事業の継続	新たな史料の収集・調査を継続して行い、編さん体制の充実を図ります。また、第1次市史編さん事業で刊行できなかった内容について、市史研究『葦のみち』を刊行し、発信していきます。
地域史料の収集・保存・活用	地域史料を適切に保存・活用していくための体制の整備、また調査・研究に役立てるため史料の目録化を行います。

関連する個別計画

関連する取組み	関連施策
地域力を醸成するための機会の創出	経 2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持つ輝くまちづくり

誰もが平等に暮らせる社会を実現する

6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり

現状

- 急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が必要となっています。
- 平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」などの、人権に関する法律が施行されました。人権課題の解決に向けた施策の推進と共に、私たち一人ひとりが法制定の主旨や意義を改めて理解し、実践に移していくことが求められています。
- 令和5年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。同法の基本理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととされました。

資料3
1(16)

課題

- 様々な人権問題¹を正しく認識しその解決を図っていくために、各種啓発事業を総合的に進めるとともに、家庭・地域社会・学校などあらゆる場を活用した効果的かつ創意工夫に富んだ啓発活動の展開が必要です。
- 三郷市非核平和都市宣言に基づき、引き続き平和の尊さを広く市民に訴え後世に伝えていく必要があります。

¹ 様々な人権問題:同和問題(部落差別)、女性・子ども・高齢者に対する人権侵害、障がい者や外国人であること・性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別等のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが平和や人権の大切さを知ること、すべての人がいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。

施策実現のための取組み

人権啓発・教育の充実	様々な人権問題の解決を図っていくために、人権意識の高揚を図り、人権を尊重し共に生きるまちづくりの実現に取り組めます。
市民の平和意識の高揚	三郷市非核平和都市宣言の基本理念を踏まえ、平和意識の高揚に向け、夏休み親子平和施設見学会や平和DVDの上映、原爆パネル展示等の平和啓発事業を実施します。

関連する個別計画

三郷市人権施策実施計画

関連する取組み	関連施策
虐待防止対策の強化	2-1-3
青少年をとりまく環境の整備	2-2-2
権利擁護の推進	7-2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持つ輝くまちづくり
誰もが平等に暮らせる社会を実現する

6-3-2 ジェンダー平等社会の形成

現状

- 女性の活躍を推進するため、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」及び「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が施行されました。
- 女性が抱える問題は、複雑化、多様化、複合化しています。女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点から、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が新たに施行され、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が一部改正されました。

資料3
1(17)

課題

- 性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会制度や慣行は、依然として根強く、子育てと仕事の両立が困難な状況、出産・子育て期における女性の労働力の低下、重要な方針決定の場へ参画する男女の不均衡などの多くの課題があります。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)¹やセクシュアル・ハラスメント²など、女性に対する暴力についても相談件数等は高水準で推移しており、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者の人権を保護する施策が必要です。

¹ ドメスティックバイオレンス(DV):配偶者やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為のこと。

² セクシュアル・ハラスメント:性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もがすべての人に対して、平等かつ個性を尊重することができる社会を目指します。

施策実現のための取組み

男女共同参画社会 づくりの推進	「三郷市男女共同参画社会づくり条例」や「みさと男女共同参画プラン」に基づき、あらゆる分野での男女共同参画の推進に取り組めます。
一人ひとりの人権の 尊重と擁護	DVを始めとするあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制を充実させ、被害者の安全確保と支援体制の整備に努めます。

関連する個別計画

第5次みさと男女共同参画プラン

関連する取組み	関連施策
労働環境の充実	5-2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)